

令和5年7月14日

## 令和5年臨時総会 議案書

八幡屋小学校PTA規約の一部改正を以下の通り提案する。

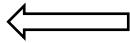
### 第10章第25条・第11章第29条・第30条の一部改正

(常置委員会の見なおしと学級委員・広報委員選出の廃止)

以下の理由から学級委員・広報委員の選出を廃止する。

- ① 児童数減少により八幡屋小学校は近年1学年1学級が続いており、それに伴い世帯数の減少で役員・実行委員・学級委員・広報委員選出が難しくなっている。
- ② 学校区内の夜間巡視の廃止・夏季休業時のラジオ体操協力期間の縮小、ラジオ体操の参加率の低下等において、学級委員の役割は減少傾向にあり選出する必要性が低くなつた。
- ③ 役員・実行委員・学級委員・広報委員選出をすることは、多くの人員・時間・手間(打合せ・手紙の作成・印刷配布)が必要であり、その軽減が求められる。  
委員数を削減し、活動内容を精選し見直しをする事で分かりやすい運営となる。

### 規約改正案



### 旧規約

第10章 実行委員会	第10章 実行委員会
第25条 実行委員会は本会の役員、 <u>学年委員長</u> 及び保健・給食委員会、広報委員会、成人・人権教育委員会の委員長と副委員長及び校長、教頭、教務主任によって構成される。	第25条 実行委員会は本会の役員、学級委員長及び保健・給食委員会、広報委員会、成人・人権教育委員会の委員長と副委員長及び校長、教頭、教務主任によって構成される。
第11章 委員会とその任務	第11章 委員会とその任務
第29条 常置委員会の委員長及び <u>副委員長</u> の任期は、一年とする。ただし、留任は妨げない。	第29条 常置委員会の委員長及び委員の任期は、一年とする。ただし、留任は妨げない。
第30条 常置委員会として次のものを置く。 イ <u>学年委員会</u> （1年～6年）ロ 保健・給食委員会 ハ 広報委員会 ニ 成人・人権教育委員会	第30条 常置委員会として次のものを置く。 イ 学級委員会（1年～6年）ロ 保健・給食委員会 ハ 広報委員会（1年～6年）ニ 成人・人権教育委員会 ※1・2・3年生の学級委員は保健・給食委員を兼務する。 ※4・5・6年生の学級委員は成人・人権教育委員を兼務する ※広報委員は各学年より1名選出する。それぞれの学年の学級委員を兼ねる ※各クラスの学級委員を2名選出する。ただし1クラスの学年は3名選出する。